

令和 3 年 5 月 7 日提出

今治市議会臨時会（第 3 回）報告

今治市議会臨時会（第3回）報告目次

報告番号	件名	ページ
2	専決処分について	1
	・和解について	3
	・訴訟の和解について	5
	・損害賠償額の決定及び和解について	7

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月7日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・和解について
- ・訴訟の和解について
- ・損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月4日

今治市長 徳永繁樹

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 和解の相手方 | 省略  |
| 2 事故の概要  | 令和3年2月3日午後3時13分頃、越智西部広域農道（今治市野間甲554番1地先）の路肩に本市農業土木課職員が市有貨物自動車を停車していたところ、相手方が運転する乗用自動車が同市有車両に衝突し、双方の車両が破損した。 |
| 3 損害賠償額  | 受取額 636,700円  |



訴訟の和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月12日

今治市長 徳永繁樹

記

1 事件名 松山地方裁判所 平成30年（ワ）第470号  
損害賠償請求事件

2 和解の相手方（原告） 省略

3 和解の内容

次の和解条項により和解する。

(1) 被告は、原告から本件における調査が不十分であり、再調査を実施すべきであるとの指摘に対しては、今後、重大事態について、被害児童生徒・保護者の納得ができる限り得られるよう努めながら、いじめ防止対策推進法に基づく調査を適切に実施していくことを約束する。

(2) 原告は、その余の請求を放棄する。

(3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるものほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 事件の概要及び経緯

原告は、今治市立の中学校に在籍中に他の生徒からいじめを受けたこと、その他さまざまなストレス要因等から不登校となった。今治市は、原告両親の訴えに基づき、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく重大事態として、今治市緊急いじめ対策委員会を設置し、本事案に対する調査を行った。しかし、原告は、その結果に不服があるとして、再調査の依頼をしたが、実施はされなかった。そのため、原告は、不十分な調査、再調査の不実施などその全容解明や対処が不十分であったため、断続的な不登校が解消せず、学習権が侵害されたとして、平成30年11月16日に今治市を被告とする訴訟を松山地方裁判所に提起した。

原告は、今治市に対し、国家賠償法第1条第1項に基づき、100万円及びこれに対する今治市長が再調査を行わないと最初に判断した平成29年9月11日の翌日である同年9月12日から、支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求めていたところ、同裁判所から前記和解案が提示された。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月23日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 市道今治駅天保山線（今治市南宝来町一丁目8番3地先）に植栽している樹木の根が相手方所有の汚水管に入り込み、同汚水管を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 303,600円

